

第23号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例について

公園の占用料の額を改定し、森ヶ崎緑華園の多目的室の使用料を定めるとともに、キャンプ場の使用料を改定するほか、所要の規定整備を行うため、下記のとおり大田区立公園条例の一部を改正する。

記

1 概要

- (1) 令和3年1月1日付けの東京都固定資産税評価額の評価替えに伴い、これに基づき算定している公園の占用料の額を改定する。
- (2) 森ヶ崎緑華園の開設に伴い、管理棟内に多目的室を新設するため、使用料の額を定める。
- (3) 平和島公園キャンプ場の改修に伴い、本門寺公園キャンプ場を含むキャンプ場使用料の額を改定する。
- (4) そのほか、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行日

令和4年4月1日（上記1（2）、（3）は規則で定める日）

新旧対照表

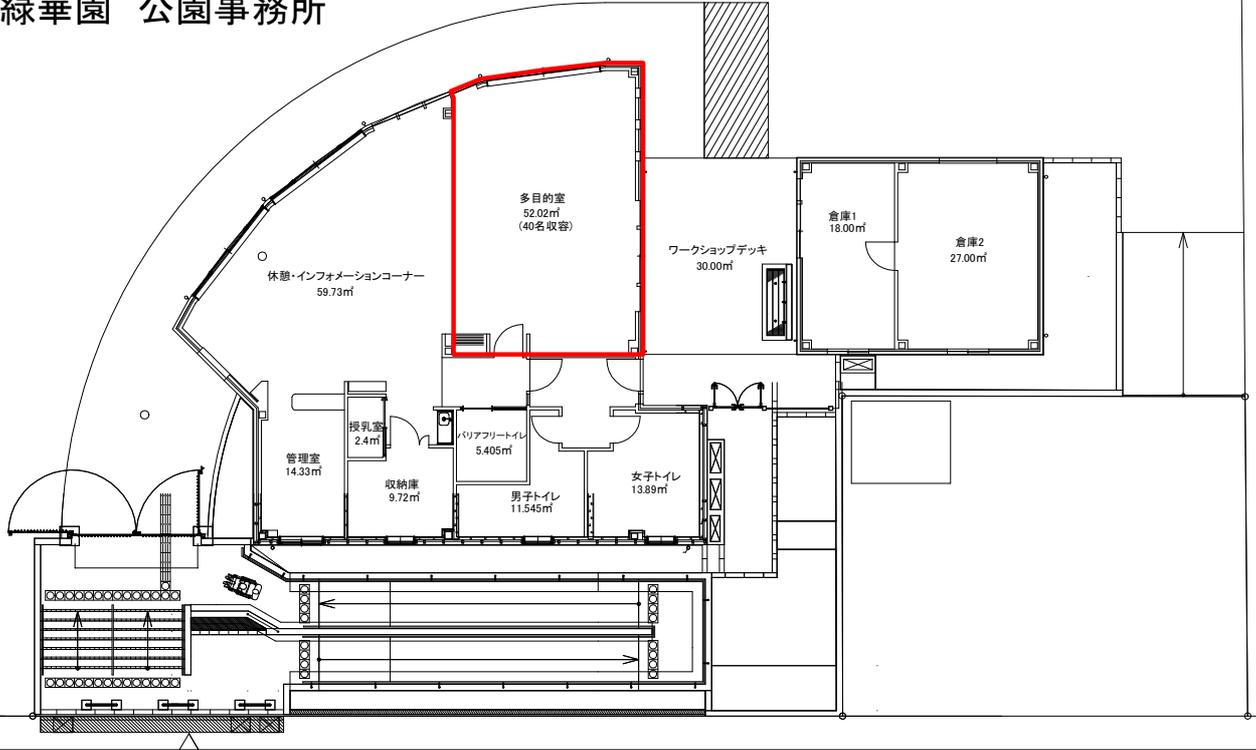
新				旧			
○大田区立公園条例 昭和 52 年 3 月 25 日条例第 19 号				○大田区立公園条例 昭和 52 年 3 月 25 日条例第 19 号			
別表第 1（第 12 条関係）使用料・占用料				別表第 1（第 12 条関係）使用料・占用料			
1 土地の使用料（略）				1 土地の使用料（略）			
2 公園施設の使用料（略）				2 公園施設の使用料（略）			
3 公園の占用料				3 公園の占用料			
種別	単位	金額		種別	単位	金額	
電柱、標識	1 本 1 月	<u>1,856 円</u>		電柱、標識	1 本 1 月	<u>1,583 円</u>	
水道管、下水 管、ガス管、電 線	1 メートル 同	<u>825 円</u>		水道管、下水 管、ガス管、電 線	1 メートル 同	<u>703 円</u>	
鉄塔	1 平方メー トル 同	<u>1,375 円</u>		鉄塔	1 平方メー トル 同	<u>1,173 円</u>	
変圧塔、マン ホールの類	1 か所 同	<u>1,375 円</u>		変圧塔、マン ホールの類	1 か所 同	<u>1,173 円</u>	
郵便差出箱又 は信書便差出 箱	同 同	<u>550 円</u>		郵便差出箱又 は信書便差出 箱	同 同	<u>469 円</u>	
公衆電話所	同 同	<u>1,375 円</u>		公衆電話所	同 同	<u>1,173 円</u>	
地下の占用物 件	1 平方メー トル 同	地上露出 部分	<u>1,038 円</u>	地下の占用物 件	1 平方メー トル 同	地上露出 部分	<u>865 円</u>
		地下部分	<u>412 円</u>			地下部分	<u>351 円</u>
高架の占用物 件	同 同	<u>687 円</u>		高架の占用物 件	同 同	<u>586 円</u>	
天体、気象又 は土地の観測 施設	同 同	<u>1,184 円</u>		天体、気象又 は土地の観測 施設	同 同	<u>987 円</u>	
写真撮影のた めの常時占用	撮影機 1 台 同	<u>10,800 円</u>		写真撮影のた めの常時占用	撮影機 1 台 同	<u>9,360 円</u>	
写真撮影のた めの臨時的な 占用	1 回（1 時間以内）	<u>16,875 円</u>		写真撮影のた めの臨時的な 占用	1 回（1 時間以内）	<u>14,625 円</u>	
その他の占用	1 平方メー トル 1 日	<u>45 円</u>		その他の占用	1 平方メー トル 1 日	<u>39 円</u>	
付記（略）				付記（略）			
別表第 2（第 15 条関係）有料公園の使用料 （略）				別表第 2（第 15 条関係）有料公園の使用料 （略）			

新				旧			
別表第3（第15条関係）有料施設の使用料 ア 運動施設 （表略）				別表第3（第15条関係）有料施設の使用料 ア 運動施設 （表略）			
付記				付記			
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 水泳場の夏季とは、 <u>7月1日から9月30日までの期間のうち、規則で定める期間</u> とする。				(5) 水泳場の夏季とは、 <u>7月10日から9月の第1日曜日まで</u> _____とする。			
(6)～(8) (略)				(6)～(8) (略)			
イ その他の施設				イ その他の施設			
種別	区分	単位	使用料	種別	区分	単位	使用料
集会室 (略)				集会室 (略)			
多目的室	東糞谷防災公園 1室・1回	午前	3,700円	多目的室	東糞谷防災公園 1室・1回	午前	3,700円
		午後	3,700円			午後	3,700円
		夜間	3,700円			夜間	3,700円
	水神公園 1室・1回	午前	1,500円	水神公園 1室・1回	午前	1,500円	
		午後	2,000円		午後	2,000円	
	森ヶ崎緑華園 1室・1回	午前	1,500円	森ヶ崎緑華園 1室・1回	午前	1,500円	
午後		2,000円	午後		2,000円		
茶室 (略)				茶室 (略)			
キャンプ場	1場所	日中	1,000円	キャンプ場	1場所	日中	2,200円
		夜間	1,000円			夜間	2,200円
駐車場 (略)				駐車場 (略)			
シャワー室 (略)				シャワー室 (略)			
付記				付記			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
(3) 午前と午後、午後と夜間、 <u>午前と午後と夜間又は日中と夜間</u> を連続して使用する場合に限り、その中間の時間を使用することができる。この場合において、中間の時間に係る使用料は徴収しない。				(3) 午前と午後、午後と夜間 <u>又は午前と午後と夜間</u> _____を連続して使用する場合に限り、その中間の時間を使用することができる。この場合において、中間の時間に係る使用料は徴収しない。			
(4) キャンプ場の日中とは <u>午前10時から午後4時まで(本門寺公園キャンプ場は午前9時から午後4時まで)</u> 、夜間とは <u>午後5時から翌日午前9時まで</u> とする。				(4) キャンプ場の日中とは <u>午前9時から午後4時まで</u> _____、夜間とは <u>午後4時から翌日午前9時まで</u> とする。			
(5) (略)				(5) (略)			

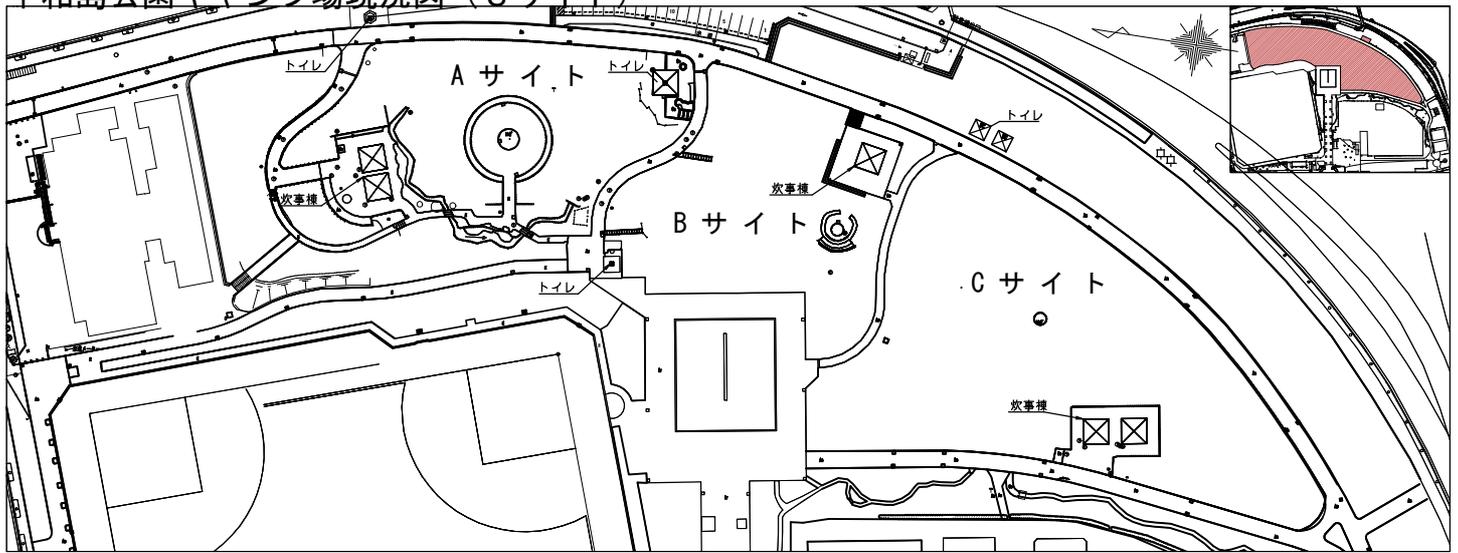
森ヶ崎緑華園 公園事務所

[a棟: 179.38㎡]

[b棟: 45.0㎡]



平和島公園キャンプ場現況図 (3サイト)



キャンプ場整備予定図

工事期間: 令和3年9月~令和4年6月 (予定)

